

16. 補正前環境影響評価書に対する国土交通大臣の
意見及び事業者の対応

16. 補正前環境影響評価書に対する国土交通大臣の意見及び事業者の対応

表 16-1(1) 国土交通大臣の意見及び事業者の対応

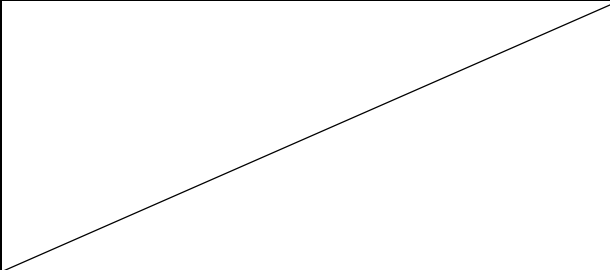
国土交通大臣の意見	事業者の対応
<p>「成田空港の更なる機能強化」の事業（以下「本事業」という。）において、成田国際空港株式会社（以下「本事業者」という。）は、成田国際空港（以下「成田空港」という。）を含む対象事業実施区域及びその周辺における環境影響を最大限、回避及び低減するため対策を検討し、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。</p>	
<p>1. 総論 (1) 環境保全措置の具体化 ア 滑走路の新設及び延伸のいずれについても、本事業の実施に伴う重大な影響が生ずるおそれがあることから、本事業の実施に伴う影響を極力回避又は低減し、成田空港を含む対象事業実施区域及びその周辺において、最大限の環境保全策を講ずること。</p>	<p>本事業の実施に際しては、成田空港を含む対象事業実施区域及びその周辺において、事業者として実行可能な範囲で環境保全策を講じ、環境影響をできるだけ回避又は低減するとともに、必要に応じて代償措置を講じます。</p>
<p>イ 今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、その検討の過程や対応方針等を適切に公表するなど、透明性を確保すること。</p>	<p>今後、具体化を図る環境保全措置については、これまでの調査結果を踏まえるとともに、専門家等の意見を伺いながら、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討を行うよう努めます。また、その検討の過程や対応方針等については、適切に公表するなど、透明性を確保します。</p>
<p>(2) 地域住民等への丁寧な説明 引き続き、地元の地方公共団体及び住民等の関係者への説明についても十全を期すること。また、四者協議会の場等における、環境保全面を含めた最適な計画の立案に係る検討の経緯及び内容について、引き続き公表していくこと。</p>	<p>更なる機能強化の実施にあたっては、地元の地方公共団体及び地域住民の皆様等の関係者への説明について、引き続き十全を期してまいります。 また、四者協議会の場等における、環境対策等に係る検討内容等については、引き続き公表してまいります。</p>

表 16-1(2) 国土交通大臣の意見及び事業者の対応

国土交通大臣の意見	事業者の対応
<p>2. 各論</p> <p>(1) 航空機騒音</p> <p>成田空港周辺の測定地点における航空機騒音の環境基準の達成状況が2017年度時点で65.2%であり、滑走路の新設及び航空機の発着回数の増加等に伴い騒音が影響を及ぼす範囲の拡大及び飛行経路周辺における騒音レベルの増大が生じ、周辺的生活環境が更に悪化することが懸念される。このため、周辺地域における生活環境の更なる悪化を防止する観点から、本事業の実施に伴う当該施設の供用後における航空機騒音の環境基準の達成状況の改善に向け、以下の事項に取り組むこと。</p> <p>ア より低騒音な航空機の一層の導入促進等、本事業者としてできる限りの航空機騒音対策を引き続き実施すること。環境基準の達成状況の改善に向けた各種対策の取組時期や具体的な数値目標等を設定したロードマップに基づき、計画的に着実に取り組むとともに、取組状況を毎年度公表すること。</p>	<p>より低騒音な航空機の一層の導入促進等、弊社としてできる限りの航空機騒音対策を引き続き実施してまいります。航空機騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向けた各種対策については、取組時期や具体的な数値目標等を設定したロードマップに基づき、計画的に着実に取り組んでまいります。また、その取組状況については、毎年度公表いたします。</p>
<p>イ 今後も、地元の地方公共団体や住民等の関係者の意見等も踏まえつつ、改善のための航空機騒音対策の検討を行い、可能な限り最大限の対策に取り組むこと。</p>	<p>航空機騒音の影響の改善に向けては、引き続き弊社として実行可能な対策を検討し、可能な限り最大限の対策に取り組んでまいります。</p>
<p>ウ 中長期的に抜本的な航空機騒音対策となり得る方策について、今後の技術開発の状況を踏まえ、航空会社や関係機関等と連携しつつ、検討した上で、可能な限り措置を講ずること。</p>	<p>中長期的に抜本的な航空機騒音対策となり得る方策について、今後の技術開発の状況を踏まえ、航空会社や関係機関等と連携しつつ、検討した上で、弊社として可能な限り取り組んでまいります。</p>
<p>エ 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路、便数等の変更があり、航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い所要の環境保全措置を講ずること。また、これらの結果について公表すること。</p>	<p>今後、環境影響評価の前提とした飛行経路や便数等の変更があり、航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い、所要の環境保全措置について検討を行います。また、その結果について公表いたします。</p>
<p>(2) 大気環境</p> <p>本事業の実施に伴う大気汚染物質の排出量の増加について、環境監視計画に基づきモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ、最新機材の導入促進、地上動力装置（GPU）の使用率向上等により、大気汚染物質の排出量を最大限抑制すること。また、建設工事に用いる機材等は低公害型のもを用いるとともに、運行管理等の最新のIoT技術等を活用した効率的な運用を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に伴う大気汚染物質の排出量の増加による影響について、監視計画に基づき継続的にモニタリングを実施してまいります。また、最新機材の導入促進や地上動力装置（GPU）の使用率向上等、弊社として実行可能な対策を講じ、大気汚染物質の排出抑制に努めます。</p> <p>建設工事に用いる機材等は低公害型のもを用いるとともに、運行管理等の最新のIoT技術等を活用した効率的な運用については検討を行いその導入に努めます。</p>

表 16-1(3) 国土交通大臣の意見及び事業者の対応

国土交通大臣の意見	事業者の対応
<p>(3) 水環境及び土壌環境</p> <p>ア 対象事業実施区域及びその周辺には、河川、水路及び湧水地が存在しているため、大規模な土地改変に伴い発生する土砂の流出等による水環境等への影響を回避又は極力低減すること。また、環境監視計画に基づきモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、沈砂池の設置等の環境保全措置により大規模な土地改変に伴い発生する土砂の流出等による水環境等への影響を回避又は極力低減するよう努めます。また、環境監視計画に基づきモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者として実行可能な範囲で適切な環境保全措置を講じてまいります。</p>
<p>イ 対象事業実施区域及びその周辺には、谷底平野の一部に軟弱地盤が分布している地域があることから、本事業における大規模な土地改変に当たり適切な工法等を検討するなど、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>本事業における大規模な土地改変にあたっては、適切な工法等を検討するなど、周辺環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(4) 動植物及び生態系</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、地域にとって重要な自然環境である谷状地形を有する里地里山の生態系が存在しており、大規模な土地改変に伴う森林伐採等により、動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、消失する里地里山と同様の環境を創出するとともに、将来取得する騒音用地への植林など可能な限り多くの森林面積を確保すること。また、新たに整備する調整池等については、自然環境に配慮した自然工法により整備すること。さらに、本事業の詳細な設計及び里地里山の整備に当たっては、森林や湿地等の類型区分ごとに、専門家等の助言を踏まえ、保全の目標、主な保全対象種、新たに創出する自然環境の詳細等についての実施計画を作成すること。また、事後調査や環境監視調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、消失する里地里山に近い環境を創出するとともに、騒音用地への植林を行うなど、可能な限り多くの森林面積を確保するよう、努めてまいります。</p> <p>新たに整備する調整池等について可能な限り既存の地形を活かしたものとするなど、自然環境に配慮した施設整備に努めます。</p> <p>保全すべき動植物の移植等や谷津環境の整備・維持管理にあたっては、専門家等のご意見を仰ぎながら、その実施計画を作成いたします。</p> <p>事後調査や環境監視調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を実施いたします。</p>
<p>(5) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、芝山湧水の里等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施により当該人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変等による機能低下が懸念される。このため、当該人と自然との触れ合いの活動の場を利用する団体や関係する地方公共団体と連携し、既存施設を充実させるための再整備、類似施設の整備等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を極力低減するとともに、代償措置等を適切に実施すること。</p>	<p>本事業の実施により直接改変される人と自然との触れ合いの活動の場については、必要に応じて関係する地方公共団体等と連携し、既存施設を充実させるための再整備、類似施設の整備等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を極力低減するとともに、代償措置等を適切に実施いたします。</p>
<p>(6) 廃棄物及び建設発生土</p> <p>ア 本事業の実施に伴う大規模な土地改変により大量の廃棄物及び建設発生土が発生するおそれがあるため、廃棄物等の発生量を最大限抑制すること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、可能な限り廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めます。</p>

表 16-1(4) 国土交通大臣の意見及び事業者の対応

国土交通大臣の意見	事業者の対応
<p>イ 対象事業実施区域及びその周辺における現在の空港敷地よりも標高が低い地域では、本事業の実施に伴い盛土のため土地造成に膨大な土量が必要となるため、盛土量及び切土量の均衡、建設発生土の現場内再利用の徹底等により、区域外からの土砂搬入搬出量を最大限抑制すること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、盛土量及び切土量の均衡、建設発生土の現場内再利用の徹底等により、区域外からの土砂搬入搬出量を可能な限り抑制するよう努めます。</p>
<p>ウ 本事業の実施に伴う森林伐採により、大量に発生する木材や木質バイオマス燃料等の有効利用を推進すること。</p>	<p>本事業の実施により発生する伐採樹木について、可能な限り木材や木質バイオマス燃料等としての有効利用に努めます。</p>
<p>エ 対象事業実施区域及びその周辺には、集落、住居等が立地し、河川、水路、湧水地等が存在しているため、本事業の実施に伴う土砂の飛散又は流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、土砂の飛散又は流出等による周辺環境への影響を可能な限り回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>オ 発着回数の増加に伴い、航空機から排出される廃棄物やターミナルビルから排出される廃棄物等が増加するため、減量化対策（取り分けプラスチックについては、不必要なワンウェイのプラスチックの使用削減や分別排出の徹底等）を講ずるなど、「プラスチック・スマート」を推進すること。</p>	<p>成田空港から排出される廃棄物等について、引き続き分別等を促すとともにリサイクルの推進に取り組み、減量化に努めます。 プラスチックについては、環境省が推進する「プラスチック・スマート」キャンペーンの主旨を踏まえ、不必要なワンウェイのプラスチックの使用削減や分別排出の徹底などを推進してまいります。</p>
<p>(7) 温室効果ガス 2030 年度に 2013 年度比 26%減という我が国の温室効果ガス削減目標を規定した「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、当該目標達成に向けた対策・施策や長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を盛り込んだ地球温暖化対策計画が平成 28 年 5 月に閣議決定された。このため、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、地球温暖化対策計画における「航空分野の低炭素化」が着実に達成されるよう、二酸化炭素の排出量の低減策を講ずること。</p>	<p>弊社としては、エコ・エアポートビジョン 2030 に掲げた空港からの二酸化炭素排出量の削減目標を達成するよう、低減策等の取組を引き続き実施してまいります。 また、日本国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、地球温暖化対策計画における「航空分野の低炭素化」が着実に推進されるよう、弊社として実行可能な取組を行ってまいります。</p>